

# 改正後

付 議 基 準	取 扱 要 領
<p>【第 8 号基準 地域経済牽引事業の用に供する施設】</p> <p>申請の内容が次の各項に該当するものであること。</p> <p>1 申請地が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）（以下「地域未来投資促進法」という。）第 11 条第 2 項第 1 号に規定する土地利用調整区域内にあること。</p> <p>2 予定建築物は、地域未来投資促進法第 13 条第 4 項又は第 7 項に基づく承認を得た「地域経済牽引事業計画」に記載のある施設であること。</p> <p>3 申請地の面積は、地域未来投資促進法第 13 条第 4 項又は第 7 項に基づく承認を得た「地域経済牽引事業計画」に記載のある面積であること。</p> <p>4 申請内容が、地域未来投資促進法第 13 条第 5 項又は第 9 項の規定による県の確認または同意がなされたものの実施であること。</p>	<p>(1) 付議基準 2 にいう「施設」は、次に掲げる施設とする。</p> <p>① 流通の結節点 高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する食品関連物流施設、植物工場又は生体材料の研究施設若しくは工場</p> <p>② 原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍 医薬品若しくは食品の原料若しくは材料として使用される農林水産物等の生産地等又は現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設又は工場</p> <p>③ 変電所の近傍 変電所（電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 1 条第 2 項第 1 号に規定する変電所のうち、構外に 6 万ボルト以上の電圧で電気を伝送するものに限る。）の近傍に立地するコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設（当該施設の用に供する土地の面積が 10 ヘクタール以上のものに限る。）</p>